

記載例

【保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園】

園長等の資格を有することの証明書

下記のとおり、園長等の資格を有することについて証明します。

| | |
|--------------|-----------|
| 園長等就任予定者（氏名） | 札幌 次郎 |
| 生年月日 | 昭和〇〇年〇月〇日 |

<資格要件> （該当する事項にチェックすること）

2年以上児童福祉事業に従事した者

※履歴書・職務経歴書等を添付すること

厚生労働省主催の初任保育所長等研修を修了した者

※修了証の写しを添付すること

教諭免許状（一種又は専修）を有し、5年以上特定（学校教育法施行規則第20条第1項各号）の職に従事した者

※免許状等の写し及び履歴書・職務経歴書等を添付すること

10年以上教育に関する職に従事した者

※履歴書・職務経歴書等を添付すること

上記事項と同等の能力を有する者として採用又は任命する者

札幌次郎は認可外保育施設にて10年の実務経験があるほか、令和3年10月より当園の園長として勤務しており、人格能力ともに適任であると認められるため。

令和〇年〇月〇日

法人名：社会福祉法人札幌市子ども未来局

代表者名：札幌 太郎

【保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園】

<参考>札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

第6条 (職員の資格の基準)

5 認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理し、及び運営を行う能力を有するものでなければならない。

(1) 幼稚園の園長の資格を有する者として市長が定めるもの

(2) 2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有する者として市長が定めるもの

【保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園】

<参考>学校教育法施行規則第20条第1項抜粋

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の園長を含む。）の職

ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

ニ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハマまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハマまでに掲げる者に準ずるものの職